

9 エネルギー関係

ア 石油

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
石油政策の見直し (経済産業省)	内外の環境変化を踏まえ、セキュリティ確保を図るとともに、精製業等における競争条件の一層の整備を図る等の観点から、平時における精製業・設備許可制等の需給調整規制を廃止する。 【石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第55号)】	措置済 (1月施行)				
C重油関税の在り方 (経済産業省)	C重油関税は石炭対策の財源であるとともに、連産品である石油製品の安定供給確保という目的もあり、依然として関税率が高いことから、需要家業界にとっては輸入抑制的な関税として機能している。平成17年度までの間においても、C重油の需要家の過大な負担が是正されていくよう、C重油関税の見直しを検討するとともに、平成18年度以降のC重油関税の在り方については、このような事態が是正されるよう、厳正に対処する。			17年度までに措置	(経済産業省) 平成17年度までの措置に向けて引き続き検討中。	

イ 電気事業

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
自由化範囲の拡大 (経済産業省)	小売自由化範囲の拡大については、需要家が供給者に関する選択肢を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧(受電電圧6kV以上の需要家:中小ビル・工場等)までの自由化を行うとともに、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組む。		検討・結論			(経済産業省) 平成15年2月の電気事業分科会報告に基づき、電気事業法施行規則を改正し、平成16年4月から契約電力500kW以上の高圧需要家(平成15年12月12日経済産業省令第154号)平成17年4月からすべての高圧需要家(契約電力50kW以上)に対し(平成16年度中に省令改正予定)電力の小売自由化を行う。また、家庭用までを含めた全面自由化については、部分自由化の成果を見極めつつ、平成19年4月以降検討を開始する予定。	
卸電力市場の整備 (経済産業省)	供給信頼度の面、効率性の面等に留意しつつ、市場原理が有効に機能するよう、振替供給料金の廃止、必要に応じた周波数変換設備の整備やスポット取引を実現する託送制度の整備などの条件整備を行い、卸電力市場を整備する。		検討・結論			(経済産業省) 卸電力取引市場については、平成15年2月の電気事業分科会報告において、私設・任意の取引所として整備されるべきことが結論づけられ、現在事業者間で設立に係る検討・準備を行っているところ。また、振替供給料金制度の廃止に伴う事業者間精算ルールの整備及び卸電力取引市場における市場取引に柔軟に対応した柔軟な系統利用制度の在り方については、電気事業分科会基本問題小委員会市場環境整備ワーキンググループにおいて検討を進めているところ。 なお、周波数変換所等の整備については、平成15年の改正電気事業法に基づき、経済産業大臣が全国で1箇所に限り指定することとなっている送配電等業務支援機関の業務として、設備形成ルール等が整備されることとなっている。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
現行の接続供給制度に関する条件改善 (経済産業省)	a 現行の接続供給制度について、「適正な電力取引についての指針」や「電力の取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行うとともに、必要に応じて見直しも行う。		検討・結論		(経済産業省) 「適正な電力取引についての指針」については、電気事業法の改正による行為規制(託送業務において知り得た情報の目的外利用の禁止及び託送業務における差別的取扱いの禁止)の導入に伴い、電気事業分科会適正取引ワーキンググループにおいて、平成17年4月の改正電気事業法の施行に向けて、現在見直しを行っているところであり、平成16年度中に結論を得る予定。	
	b 同時同量の確保の方法については、電力系統全体では同時同量が守られる必要がある等の技術的な要素も踏まえつつ、より柔軟な制度への見直しを行う。				(経済産業省) 同時同量制度の在り方については、平成15年2月の電気事業分科会報告に基づき、電気事業分科会基本問題小委員会系統利用整備ワーキンググループにおいて詳細制度設計に関する議論を行い、適切な省令の改正等制度設計について準備を進めているところ。なお、同時同量制度については、インバランス料金について3~10%の選択制の第二変動範囲を導入し、事故時バックアップを廃止するとともに、一般電気事業者から同時同量支援として需要家情報の提供を行うこととしている。	
	c 中立的な系統運用の一環として行われる使用量の差分の調整について、引き続き既存電力会社が担わざるを得ない場合、独占力を行使することがないように適切な制度設計を行う。				(経済産業省) 使用量の差分(インバランス)の調整については、平成15年2月の電気事業分科会報告に基づき、電気事業分科会基本問題小委員会系統利用整備ワーキンググループにおいて詳細制度設計に関する議論を行い、適切な省令等の改正等の制度設計について準備を行っている。なお、インバランスについては、同時同量において3~10%の選択制の第二変動範囲を導入し、事故時バックアップを廃止するとともに、一般電気事業者から同時同量支援として需要家情報の提供を行うこととしている。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	d 新規参入者の利用に当たっての透明性の向上のため、既存の電力会社の一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、電力会社・新規参入者双方の利用上の公平性の確保のための制度整備を行う。				（経済産業省） 平成15年の改正電気事業法に基づき、送配電部門における会計分離が導入されることとなり、一般電気事業者の送配電部門と他部門との間での区分経理が行われることとなる。なお、その具体的な在り方については、現在電気事業分科会系統利用制度ワーキンググループにおいて検討が進められており、必要な省令等の改正等の制度設計について準備を進めているところ。	
	e 接続供給料金について、現行制度における変更命令発動基準の明確化を行い、コスト削減と料金低減のインセンティブが十分に機能する制度設計を行う。				（経済産業省） 接続供給料金の変更命令発動基準の明確化については、現在電気事業分科会系統利用制度ワーキンググループにおいて検討が進められており、適正な省令等の改正等の制度設計について準備を進めているところ。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
送電線整備に関するルール (経済産業省)	a 既存電力会社や新規参入者が活発な競争を行い、卸電力市場が有効に機能するために、「連系送電線」の強化を始め、全国的視点からの送電線整備が行われる仕組みを整備する。その際、これまでの地域独占と総括原価主義を前提とした送電線建設の費用負担のルールについては、自由化市場の下での新たな仕組みに改める。		検討・結論		<p>(経済産業省)</p> <p>経済産業大臣が全国で1箇所限り指定することとなっている送配電等業務支援機関において、連系線整備の必要性、他の対応も含めた費用対効果の検討等も踏まえ、必要と認められる場合には整備計画に係る調整を実施していくこととしている。当該機関については、平成15年の改正電気事業法に基づき、「送配電等業務支援機関に関する省令」(平成15年12月16日経済産業省令第155号)及びその指定基準(平成15年12月17日施行)を制定し、所要の法整備を行った。今後、電気事業分科会における考え方(平成16年3月電気事業分科会報告(案)「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(パブリックコメント手続中))の整理に基づき、当該機関においてルールが整備される予定。</p> <p>また、連系線等の費用負担については、平成15年2月の電気事業分科会において、電源の遠隔地立地抑制の観点から、設備増強コストの相当部分を原因者(電源設置者)に求めることを基本としつつ、個別に設備増強に伴う受益と負担の関係を踏まえた費用負担の在り方が公平・公正・透明なプロセスの中で決定されることと整理されており、その具体的方策については、現在電気事業分科会基本問題小委員会市場環境整備ワーキンググループにおいて検討が進められているところ。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 送電線整備に関して送電部門の中立性確保策については、安定供給を確保しつつ、これまで電力会社内で一体として行われてきた電源開発と送電線整備の計画について、厳格な中立性を確保し得るスキームの整備を行う。				(経済産業省) 経済産業大臣が全国で1箇所限り指定することとなっている送配電等業務支援機関の業務として、中立的な立場から、流通設備計画の策定に関するルール等が整備されることとなっている。当該機関については、平成15年の改正電気事業法に基づき、「送配電等業務支援機関に関する省令」(平成15年12月16日経済産業省令第155号)及びその指定基準(平成15年12月17日施行)を制定し、所要の法整備を行った。今後、電気事業分科会における考え方(平成16年3月電気事業分科会報告(案)「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(パブリックコメント手続中))の整理に基づき、当該機関においてルールが整備される予定。	
	c 連系送電線を中心とした基幹送電線については、全国的視点からの整備の必要性を踏まえつつ、既存電力会社に限定されない主体による送電線の整備ルールや整備計画の作成などが行われる厳格な仕組みを整備する。				(経済産業省) 経済産業大臣が全国で1箇所限り指定することとなっている送配電等業務支援機関の業務として、設備形成ルール等が整備されることとなっている。当該機関については、平成15年の改正電気事業法に基づき、「送配電等業務支援機関に関する省令」(平成15年12月16日経済産業省令第155号)及びその指定基準(平成15年12月17日施行)を制定し、所要の法整備を行った。今後、電気事業分科会における考え方(平成16年3月電気事業分科会報告(案)「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(パブリックコメント手続中))の整理に基づき、当該機関においてルールが整備される予定。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
送配電設備建設の自由化 (経済産業省)	a 送電線の整備ルールや整備計画の作成を全国的視点から行い、連系送電線を中心とした整備を行う制度とする場合には、その実効性を確保するため、送電線建設について入札を義務化するという海外での方策も踏まえ、送電線整備にも競争原理を導入し、最も効率的な送電線整備が行われるための仕組みを整備する。		検討・結論		(経済産業省) 経済産業大臣が全国で1箇所限り指定することとなっている送配電等業務支援機関の業務として、設備形成ルール等が整備されることとなっている。当該機関については、平成15年の改正電気事業法に基づき、「送配電等業務支援機関に関する省令」(平成15年12月16日経済産業省令第155号)及びその指定基準(平成15年12月17日施行)を制定し、所要の法整備を行った。	
	b 自家発電設備を所有する事業者が近隣へ電力を供給する場合、国民経済的観点にも配慮しながら、原則として自由な送電線建設を認める。その際、送電線建設を認めることで自由化部門では不必要となる特定供給に対する許可規制の在り方や、新規参入事業者が建設したネットワークのオープンアクセスについても併せて検討する。				(経済産業省) 平成15年2月の電気事業分科会報告においては、供給源の多様性の確保の観点から、分散型電源の推進の一貫として、特定規模電気事業者の自営線による供給を一定の条件の下で認めるべきとされ、平成15年の電気事業法の改正により平成17年4月より当該自営線供給が可能となる。なお、その具体的な在り方については、現在電気事業分科会基本問題小委員会系統利用ワーキンググループにおいて検討がなされているところ。また、特定供給についても構造改革特区における許可要件の緩和を行った。	
系統運用のルール整備・中立化 (経済産業省)	a 送配電網を利用した電力分野における競争上の公平性についての懸念を排除するために、電力系統の運用のルールについて、既存電力会社とは異なる主体がこれを作成し、これに従った公平・中立な電力系統の運用を行うといった海外における方策も踏まえた制度整備を行う。なお、既存電力会社がこの機能を担うこととした場合には、セキュリティや信頼度維持の観点も踏まえつつ、中立的な主体によるルール設定が行われる制度を整備する。		検討・結論		(経済産業省) 既存電力会社以外の事業者も含む送電系統の利用者・学識経験者から構成される送配電等業務支援機関が経済産業大臣の指定に基づき、電力系統の運用ルール、供給信頼度の維持のためのルール等を策定することとなっている。当該機関については、平成15年の改正電気事業法に基づき、「送配電等業務支援機関に関する省令」(平成15年12月16日経済産業省令第155号)及びその指定基準(平成15年12月17日施行)を制定し、所要の法整備を行った。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 新規参入者が託送を円滑に利用できるように、ネットワークのセキュリティの維持にも配慮しつつ、新規参入者に対する電力系統に関する技術情報などの公開や、送電線の空き容量が適時確認できるシステムを導入する。				(経済産業省) 経済産業大臣が全国で1箇所限り指定することとなっている送配電等業務支援機関において、連系線等の電力系統に関する空容量の算定・確保に関するルール、空容量等の系統情報の公開に関するルールを整備するとともに、送電線空き容量の系統情報公開システムの開発・運用を行うこととなる。当該機関については、平成15年の改正電気事業法に基づき、「送配電等業務支援機関に関する省令」(平成15年12月16日経済産業省令第155号)及びその指定基準(平成15年12月17日施行)を制定し、所要の法整備を行った。	
送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保 (経済産業省)	託送制度、送電線整備、電力系統の運用ルールを中立化し、発電と電力販売における競争を一層促進するため、既存電力会社の送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保について厳格な中立性・公平性・透明性の担保方策を講ずる。		検討・結論		(経済産業省) 平成15年の改正電気事業法に基づき、託送業務において知り得た情報の目的外利用の禁止が導入されることとなり、一般電気事業者の送配電部門と他部門との間での情報遮断が行われることとなる。なお、その具体的な在り方については、現在電気事業分科会適正取引ワーキンググループにおいて検討が進められており、その結果を踏まえ、「適正な電力取引についての指針」の見直しを行う予定である。	
非競争分野と競争分野の会計分離 (経済産業省)	非競争分野から競争分野への内部補助防止のため会計を明確に区分経理するとともに、内部補助防止のための有効な措置を検討する。		検討・結論		(経済産業省) 平成15年の改正電気事業法に基づき、送配電部門における会計分離が導入されることとなり、一般電気事業者の送配電部門と他部門との間での区分経理が行われることとなる。なお、その具体的な在り方については、現在電気事業分科会系統利用制度ワーキンググループにおいて検討が進められており、適正な省令等の改正等の制度設計について準備を進めているところ。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
規制機関の独立性 (経済産業省)	市場監視のためのより高度な専門性を備えた行政組織や、より公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備する。		検討・結論		(経済産業省) 行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備については、平成15年2月の電気事業分科会報告書においても言及されているところであり、これに基づき必要な措置について検討を行っていく予定。	
託送制度の運用 (経済産業省、公正取引委員会)	経済産業省と公正取引委員会とが必要に応じて連携し、有効な競争が達成されるための個別の施策について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	措置済			
電力市場の更なる活性化 (経済産業省、公正取引委員会)	中央電力協議会が行う経済融通について新規参入者の参加が認められ得るルールの運用について、経済産業省は公正取引委員会と必要に応じ連携し注視する。	措置済				
原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用 (経済産業省)	原子力発電施設に係る技術基準の機能性化及び民間規格の活用について、安全性の確保を前提に検討を進める。	検討	結論		(経済産業省) 平成14年7月22日に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会において、とりまとめられた基本方針(「原子力発電設備の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」)に基づき、平成15年度には性能規定化及び民間規格活用のための具体的方針と技術基準の性能規定化に当たっての検討事項の整理を行った。平成16年度は技術基準の性能規定の具体化に関する検討を行う。	
マイクロガスタービンの空気軸受の発電用火設備技術基準への適合の明確化 (経済産業省)	マイクロガスタービンの空気軸受の発電用火設備技術基準への適合性について、同基準の解釈を明確化する。 【発電用火設備の技術基準の解釈改正】	措置済 (7月改正)				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
維持流量を活用した水力発電所等の総合資源エネルギー調査会審査対象からの除外 (経済産業省)	総合資源エネルギー調査会(電源開発分科会)の審議対象電源について見直しを行い、出力が極めて小規模である維持流量を活用した水力発電所等を同分科会の審議対象から除外することの可否について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	措置済			
電気工作物の占用許可申請書類の簡素化 (国土交通省)	直轄国道における電気工作物の道路占用許可申請に係る添付書類については、一層の簡素化を検討する。 【「光ファイバーケーブルの敷設等に係る道路占用許可手続の簡素化について」(平成14年3月29日国土交通省道路局路政課道路利用調整室長通知第27号)】	措置済 (平成14年3月通知)				
家庭用燃料電池を一般用電気工作物へ位置付けることによる保安規程の届出等の不要化 (経済産業省)	家庭用燃料電池については、電気事業法(昭和39年法律第170号)上、自家用電気工作物扱いとなるため、保安規程の届出及び電気主任技術者の選任が義務付けられているが、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、一般用電気工作物に位置付けることにより、保安規程の届出及び電気主任技術者の選任を不要とする。			遅くとも平成16年度中に措置	(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会で、小出力発電設備の対象設備の見直しを含めた保安の在り方について検討し、これを技術基準等へ反映する必要がある旨の報告書が平成14年6月に取りまとめられた。これを受け、「家庭用燃料電池保安技術検討会」を平成14年8月に設けて、平成15年度では家庭用燃料電池を小出力発電設備として位置づけるために必要な技術基準の整備等にむけて、保安技術の検証等を行った。なお、平成16年度中に、これらの検証等の結果を踏まえ、安全上必要な事項については技術基準等に反映させ、家庭用燃料電池を小出力発電設備に位置付ける予定。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
家庭用燃料電池の運転停止時における不活性ガスによる可燃性ガスの置換義務の不要化 (経済産業省)	電気事業法の下では、家庭用燃料電池の運転を停止する際、燃料電池内部の配管等に可燃性ガスの滞留を防止するため、不活性ガス(窒素等)による可燃性ガスの置換(パージ)が義務付けられている。しかしながら、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、これを不要とする。			措置	(経済産業省) 家庭用燃料電池の普及を図る観点から、安全確保に必要な技術基準等の整備を行ったうえで、家庭用燃料電池の運転停止時における不活性ガスによる可燃性ガスの置換を不要とした(平成16年3月31日経済産業省令第50号)(平成16年3月31日公布、施行)	
エネルギー管理者の選任数及び兼任の弾力化 (経済産業省)	エネルギー管理者1人が管理するに適切な設備・人員等の範囲を見直す。			検討・結論	(経済産業省) 平成15年に実施した省エネ法の制度に関するアンケートにおいて、事業者及び管理者の8割以上が現行の選任数は適切であるとしており、エネルギー管理を適切に実施していくためには、現行の選任数が適切である。 また、アンケートにおいて、事業者の約4割が兼任を認めるべきではない、約5割が条件付きで認めるべき、約1割が認めるべきとした。したがって兼任の弾力化については更に慎重に検討を進める必要があるとの結論を得た。 平成16年度はどのような条件であれば兼任が認められるかについて更に検討を行い、結論を得ることとしている。	
電気主任技術者の認定に係る実務経験年数基準の明確化 (経済産業省)	電気主任技術者の認定による免状交付に係る実務経験年数基準を明確化する。		検討・結論	(経済産業省) 電気主任技術者の認定による免状交付に係る実務経験年数基準を明確化するために、基準の明確化を行った。(電気主任技術者免状を学歴又は資格及び実務の経験により交付する際の実務経験の取扱について(平成15年8月29日HP公開))		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
水力発電所に係る非常用予備発電装置の工事計画届出範囲の見直し (経済産業省)	水力発電所に係る非常用予備発電装置のうち、ダム洪水吐ゲート等の扉体の開閉に係るもの以外の非常用予備発電装置について、工事計画の届出対象から外すこととする。			検討・結論	(経済産業省) 電気事業法施行規則の改正により、水力発電所に係る非常用予備発電装置のうち、ダム洪水吐きゲートの扉体の開閉に係るもの以外の非常用予備発電装置については、工事計画の届出対象から除外した。(電気事業法施行規則の一部を改正する省令(経済産業省令第98号)〔平成15年9月1日公布、平成15年10月1日施行〕)	
21 液化ガス設備を電気事業法の適用に切り替える際の手続の簡略化 (経済産業省)	高圧ガス保安法が適用されている液化ガス設備を、電気事業法の適用に切り替える際の手続について、一層の合理化を図る。			検討・結論	(経済産業省) 電気事業法施行規則第83条に定める溶接事業者検査が省略される液化ガス設備について、従来の毒性ガスを内包するものに加え、可燃性ガス等についても措置を行った。(電気事業法施行規則の一部を改正する省令(経済産業省令第26号)〔平成15年3月25日公布、施行〕)	
22 ダム堆砂状況調査の調査頻度の弾力化 (国土交通省)	ダム堆砂測量の頻度の最大周期を決めた上で、その範囲内において堆砂量、堆砂進行状況、洪水発生等に応じて適宜変更できるようにする。			検討・結論	(国土交通省) ダムの安全性等を考慮した堆砂測量の頻度の最大周期の考え方の整理及びその範囲内における堆砂測量実施条件等について検討し、技術的問題を整理・解決したうえで措置する必要があるとの結論を得た。	
23 既存電力供給事業者への新エネルギー由来電力購入の義務化、購入割合拡大 (経済産業省)	電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける。		措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
24 マイクロガスタービン(MGT)等の系統接続に係る系統連系保護装置の設置要件の緩和 (経済産業省)	系統連系に係る保護装置に関する「系統連系技術要件ガイドライン」について、事業者や有識者による技術的検討を踏まえ、見直しを図る。		措置		(経済産業省) 「系統連系技術要件ガイドライン」について、事業者や有識者による技術的検討を実施し、分散型電源の普及に当たっての安全確保を前提に、より明確化等を図る観点から検討を行い、結果を「系統連系に係る技術要件に関する検討報告書」(平成15年5月HP公開)として取りまとめ、低圧連系及び高圧連系において逆潮流が無い場合でも、逆潮流が有る場合に求められる技術要件を活用することにより連系が可能であることを明確化した。例えば、MGT等が高圧連系を行う際に、逆潮流無しの場合では単独運転防止のための逆電力継電器の設置が必要とされるが、逆潮流有りの場合の要件では求められないこととなる。	

ウ ガス事業

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
ガスの小売自由化範囲の拡大 (経済産業省)	a 小売自由化範囲については、その拡大スケジュールを明確にして、早期にこれを実施するとともに、家庭用を含む小規模需要の自由化の実現性についても検討する。		検討・結論		(経済産業省) 平成15年2月の総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告を受け、平成16年4月から年間契約ガス使用量50万m ³ 以上の需要家まで(平成16年2月24日経済産業省令第15号)、平成19年を目途に10万m ³ 以上の需要家まで段階的に小売自由化範囲を拡大する。また、10万m ³ 未満の家庭用及び小規模業務用需要の自由化の在り方については、上記の段階的な自由化範囲の拡大による成果とその問題点を評価・検討等を行い、時機を逸することなく、結論を得る。	
	b 自由化範囲における大口供給の許可制についてはこれを撤廃することも含め、その在り方を検討する。				(経済産業省) ガス事業法の改正(平成15年6月公布、平成16年4月施行)により、大口供給について、許可制から変更・中止命令付きの届出制とした。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
ガス供給インフラの整備推進 (経済産業省)	a 新規パイプライン設置者については、供給区域の例外とし、新たなパイプラインが通過するいかなる地点(他の都市ガス会社の供給区域内であっても)においても分岐管を通じて原則として自由に自由化部門へのガス供給を行うことを認める。		検討・結論		<p>(経済産業省) 改正ガス事業法(平成15年6月公布、平成16年4月施行)により、一定規模以上の導管によりガスを供給する事業をガス導管事業として創設した。これにより、ガス導管事業者は、既存の一般ガス事業者の供給区域内か外かにかかわらず、新たに導管を設置してガスを供給する場合には、変更・中止命令付きの届出をすることが求められる。ただし、届出された導管が供給区域内に設置される場合であっても、既存一般ガス事業の導管網の効率的な利用を損わない範囲においては、自由にガス導管の設置を可能とする運用の考え方を総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議し、結論を得た(平成16年1月20日付都市熱エネルギー部会報告「新規の導管設置による利益阻害性判断基準」)。 この結論を踏まえ、「ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(経済産業大臣訓令)において、取り扱いを規定した。</p>	
	b 新規パイプライン設置者について、一定期間、例えば、使用料を高く設定することを容認するなどの、投資インセンティブを高めるための措置を講ずる。				<p>(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議を行い、その結論(平成16年1月20日付都市熱エネルギー部会報告「3.特に投資インセンティブを確保する必要がある導管の取り扱いについて」)を踏まえ、導管投資インセンティブとして、託送料金の設定の際に5年程度を目安とした高めの報酬率設定の可能性、託送約款の作成・届出・公表の猶予のいずれかの方法を選択できることとした(高めの報酬率設定については「託送供給約款料金算定規則」第9条別表第1第2表において、託送供給約款の作成免除等については「ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(経済産業大臣訓令)において、その取扱を規定)。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
既存のガス供給インフラの第三者への開放 (経済産業省)	a 既存のパイプラインについて、大手都市ガス4事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては、第三者利用を一層拡大する。		検討・結論		(経済産業省) ガス事業法の改正(平成15年6月公布、平成16年4月施行)により、すべての一般ガス事業者に対し、託送供給約款の作成・届出・公表義務を拡充するとともに、新たに創設したガス導管事業制度により、一定規模以上の導管によりガスを供給する事業者に対しては託送約款の作成・届出・公表義務を課すこととした。	
	b LNG基地についてもガス市場への新規参入を促進する観点から第三者利用を拡大するための措置について、最も実効性のある適切な方法を検討する。				(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議を行い、LNG基地の第三者利用を促進するため、LNG基地の利用に関する適正なガス取引の在り方について、「適正なガス取引の指針」に反映する予定である。	
	c 大手都市ガス4事業者の託送料金については公正競争の観点からその算定の透明性を高めるための一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、自由化の範囲の拡大に伴う一層の透明性・公平性の確保の観点から、厳格な情報遮断の仕組みを整備する。				(経済産業省) 改正ガス事業法(平成15年6月公布、平成16年4月施行)において、託送供給に関する業務の会計を整理・公表するとともに、託送供給の業務に関して知り得た情報の目的外利用等の禁止行為を新たに規定した。また、禁止行為の実効性を確保するため、当該行為に関する望ましい行為及び問題となる行為を類型化し、その内容を「適正なガス取引の指針」に反映する予定である。	
ガス託送制度の改善 (経済産業省)	a 接続供給料金の算定方法に将来の経営効率化効果を織り込む等接続供給料金算定基準の改定を早急に行うとともに、その基準の適用を受けるガス事業者が新算定基準に基づいた接続供給約款を早期に届け出るよう指導する。 【「接続供給約款料金算定要領」制定】	措置済 (13年1月制定)				
	b 卸託送制度を整備する等、託送制度の改善を図る。		検討・結論		(経済産業省) ガス事業法の改正(平成15年6月公布、平成16年4月施行)により、託送供給約款の対象について、大口供給用とした限定を廃止し、卸供給用のガスの託送を可能とした。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
市場監視機関 (経済産業省)	ガス市場において市場の公正性を監視するための機関の設計を検討する。		検討・結論		(経済産業省) 行政による市場監視及び紛争処理機能の体制整備については、平成15年2月の都市熱エネルギー部会報告書においても言及されているところであり、これに基づき必要な措置について検討を行っていく予定。	
ガス産業全体の構造改革 (経済産業省)	a ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能となるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス事業の事業区分の見直しを行う。 b 簡易ガス事業者によるLNG利用についてはこれを認める方向で検討を図る。		検討・結論		(経済産業省) 一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス事業はそれぞれの供給方式の違いを踏まえて、ガス利用者の利益を確保する観点から規制が行われており、現時点においてはこうした事業区分が有効である。今後の自由化範囲の拡大等の制度改革の動向を踏まえて、必要に応じ、事業区分のあり方について検討を行うこととする。 簡易ガス事業者によるLNG利用については、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議を行い、簡易ガス事業者の天然ガス利用について、原料として天然ガス利用する場合には、一般ガス事業者として整理することとし、その転換時の許可基準等について、詳細制度の検討を行った。	
LPガスの取引適正化・料金透明化 (経済産業省)	「LPガス料金問題検討会報告」や「LPガス販売に関する指針」等をLPガス事業者が遵守するよう適切に指導する。 【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則改正(平成13年経済産業省令第182号)】	措置済 (8月施行)				
一般ガス事業におけるガス熱量等の測定及び検査場所の緩和 (経済産業省)	一般ガス事業者以外から卸供給を受ける場合及び卸供給以外でガス供給を受ける場合に、一般ガス事業者からのガス供給の場合と同様、供給元の事業場を測定及び検査の指定場所として認める。			検討・結論	(経済産業省) 一般ガス事業者が導管にてガスの供給を受ける場合であって、当該ガスに変更を加えない場合、一般ガス事業者以外の者から供給を受ける場合であっても供給元の事業場を検査指定場所として認める通達の改正を年度内に行う(平成16年3月31日付、平成16・03・11原院第10号)。平成16年4月施行。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
一般ガス事業者におけるガス熱量等測定時刻の緩和 （経済産業省）	一般ガス事業者が行う供給ガスの熱量及び燃焼性の測定について、1日2回の指定時刻での測定から、1日1回の任意時刻の測定で足りることとする。			検討・結論	（経済産業省） ガス事業者が行う熱量及び燃焼性の測定は1日1回任意の時刻にて測定することとする省令改正を年度内に実施（平成16年2月24日経済産業省令第15号）、平成16年4月施行。	
ガス発生設備の停止に係る報告義務の軽減 （経済産業省）	ガス発生設備の停止が10時間以上続いた事故に係る報告義務について、その対象を製造所の全てのガス発生設備が運転停止した事故に限ることとする。			検討・結論	（経済産業省） 平成15年7月30日付、平成15・07・03原院第1号「ガス事故報告の運用について」を发出し、ガス発生設備の事故については当該製造所全てのガス発生設備が運転停止した場合のみ、報告義務のある事故として扱うこととした。	

エ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
インフラ整備の 促進 (関係府省)	a 電気事業における送電ネットワークやガス事業における導管ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る規制について、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。		実際上の必要性が生じた場合に検討		-		
	b 熱供給事業法の対象外の小規模(21 ギガジュール/ hr 未満)の熱供給導管についてもエネルギー政策等の観点から公共財的性格が法令上位置付けられれば、義務占用に準じた道路占用を認めることを検討する。				-	(経済産業省) 今後、エネルギー政策等の観点から、必要性が生じた場合には、法令上の位置付けを検討することになると認識。	